

ODA 大綱見直しに関する意見書

～ 日本の総力を挙げた戦略的開発協力の刷新と
実効性ある推進体制の整備を求める ～

2014年10月22日

公益社団法人 経済同友会

目 次

1. 開発協力を巡る環境の変化と今後の開発協力への期待	1
(1) 開発協力に関する環境の変化と日本の対応	1
(2) これまでの日本の開発協力と大綱見直しの意義	1
(3) これからの開発協力への期待	2
2. 新大綱策定にあたっての要望	2
(1) 国益の観点に立った戦略性の発揮	2
(2) 日本の強みを活かした独自性の発揮と質の高い協力	3
(3) 実効性ある官民連携のための環境整備	4
3. 開発協力実施の推進に向けた要望	4
(1) 新大綱を具現化する計画策定と評価・広報の一層の充実	5
(2) 開発協力の戦略的展開に向けた実施体制の一元化	5
(3) 資金面の担保	6
4. 終わりに	6
補注・参考資料	7
アフリカ委員会 委員名簿	15

1. 開発協力を巡る環境の変化と今後の開発協力への期待

(1) 開発協力に関する環境の変化と日本の対応

開発協力をめぐって、国際的に大きな変化が生じている。

そのひとつは、これまで被援助国の立場にあった新興国の経済的な台頭と、開発協力分野での存在感の拡大である¹。また、2000年代を通じて、途上国・新興国に向けて、政府開発援助（ODA）を大幅に上回る規模の民間資金が流入しており、被援助国の側でも、民間投資・貿易の拡大を通じた自国経済の成長に対する期待が高まっている²。

さらには、社会開発・人道支援のみならず、日本が続けてきたインフラ支援のような経済成長を促す開発協力の意義について、国際的な再評価の動きも生じている。

こうした変化を受け、日本の政府開発援助（ODA）開始から60年の節目にあたる本年、政府は、日本の国際協力の進化を目指し、11年ぶりにODA大綱の見直しを進めている。本年3月には、「ODA大綱見直しに関する有識者懇談会」が発足し、同年6月末にはその報告書が発表された。これを踏まえ、近く新大綱の政府案も発表される見込みである³。

経済同友会としては、今回の見直しを、国際的な変化への対応として時宜を得たものと高く評価し、期待を示したい。

(2) これまでの日本の開発協力と大綱見直しの意義

これまでの日本のODAは、一定の評価を得ながらも、国内外より、目的が不明瞭である、あるいは「日本の顔」や実施効果が見えない、との批判を受けがちでもあった。

こうした中、今回のODA大綱見直しの過程では、相手国を対等なパートナーと捉え、その自立と自助努力を後押ししてきた良き伝統を踏まえつつも、日本の安全・繁栄など、自らの利益に資する開発協力を目指す姿勢が鮮明に示されている。また、その方向性も、政府や関係機関が主体となり、政府資金を用いて展開する「ODA」から、多様な民間パートナーとの連携を念頭に、手法や実施対象など、あらゆる面で幅広いスコープを持つ「開発協力」への進化を目指すものと受けとめている。

この方向性の転換は、日本の開発協力にとって画期的な転機と言えるものであり、経済同友会として、高く評価し、歓迎する。その一方、新大綱の理念に基づいて、実効性ある開発協力を展開していくためには、官民双方において、思い切った発想の転換と体制の整備が不可欠と考える。

このような認識に基づき、日本の開発協力のあるべき姿や途上国・新興国とのパートナーシップ構築に関する従来の提言をも踏まえて、政府案の公表に先立ち、新大綱とこれからの日本の開発協力に対する期待と要望を示すこととした⁴。

(3) これからの開発協力への期待

開発協力とは、途上国・新興国の社会開発と持続的な経済成長への寄与を目的に、その実現を通じ、日本の国益、すなわち、平和・安定・繁栄を増進するような、相互利益を創出する「長期的投資」であるべきと考える。

開発途上国が貧困を脱し、健全で活力ある経済社会へと成長するために協力することは、先進国としての責務である。同時に、開発協力は、国際社会において信頼し合える「友人」や、将来の経済的パートナーの育成・獲得、自らの成長戦略の追求という観点から、長期的には、自国の国民の利益にも還元されるべきものでもある。

また、開発途上国が包摂的・持続的な成長を実現するためには、医療・保健・基礎教育などのベーシック・ヒューマン・ニーズへの対応から、各種インフラの整備、人材・産業育成や社会制度整備に対する投資など、段階的に幅広い協力をを行い、中間層を育成・拡大していくことが必要となる。

こうした一連の過程を視野に入れ、それぞれの段階に適した協力を調和的に展開するには、政府及び関係機関が政府資金を用いて実施する「ODA」だけでは限界がある。そのため、新大綱策定に向けた議論において示唆されているように、これからは、日本の総力を挙げた総合的事業として「開発協力」を定義し、中小企業を含む民間企業、地方自治体、NGO・NPO、市民団体、学術機関等の「民」の知恵やリソースをも結集し、幅広いパートナーシップに基づいて展開していくべきである。

日本は、高い技術力と経済力、戦後復興を遂げた経験、国民の生活水準を支える各種社会制度を生み出した知見など、途上国の開発と成長に寄与するための幅広い資産を有している。

これらリソースを有効に活用し、日本と相手国、双方の利益の増進に繋げるためにも、まずは新大綱において、日本の国益という観点に立った戦略性の発揮、自らの強みや比較優位を踏まえた独自性の発揮、国の総力を結集するための官民連携の強化、という方向性を明確に示していただきたい。

その上で、これまでのODA実施に対する総括や他主要援助国の動向をも精査した上で、開発協力に関する「官」の発想、体制、手法の面で、思い切った刷新を図ることを求めたい。

2. 新大綱策定にあたっての要望

(1) 国益の観点に立った戦略性の発揮

他主要援助国においては、外交と経済の相乗効果の重要性が明確に認識されており、両者が表裏一体の関係となり、国益を最大化するための戦略と体制が構築されている。

このような中、新大綱においては、国際機関や他主要援助国と協調しつつも、援助対象国や重点分野、手法の面で、日本の外交・安全保障戦略、経済成長戦

略との相乗効果を勘案し、「戦略性ある開発協力」を展開する姿勢を明示すべきである。

具体的には、開発協力の対象国についても、マクロ経済指標など、一律的・外形的な基準のみで判断すべきではない⁵。各国の発展段階や特有のニーズを把握し、これに応えることがわが国にとっても重要かつ有効と判断される場合には、柔軟に協力を行うべきである。

加えて、アフリカやアジアにおいて、地域的な経済・市場統合の機運が高まっていることを勘案し、二国間協力に限定することなく、広域的・地域横断的な開発協力のような、地域を面で捉えたアプローチも積極的に活用していくべきである。

また、日本ならではの協力として評価の高い人材育成や、成熟した民主主義・市場経済社会ならではの協力といえる司法・行政制度や各種規格・標準の整備といったソフト面での支援も、戦略的に展開することが必要である。

さらには、開発協力に関する国際的な取り決めや基準を巡る議論にも不断の注意を払い、日本独自の理念や協力手法が正当に評価されるよう、国際的な場において働きかけを行うことも不可欠である。新興国による途上国支援や影響力の増大に対応して、経済協力開発機構（OECD：Organization for Economic Co-operation and Development）において、従来の取り決めを見直して、資金協力の取り扱いなど、各国の支援実態をより一層反映できる制度への改編を働きかけることなども検討してはどうか⁶。

（2）日本の強みを活かした独自性の発揮と質の高い協力

開発協力をめぐる国際的な競争の中で、財政や人的資源の面で制約を抱える日本が、「物量」のみによってその存在感を発揮することは現実的な選択ではない⁷。「量」の面で、先進国として応分の責任を果たす努力を重ねつつ、自ら強みを有する分野、日本ならではの協力として評価を勝ち得てきた分野で、「質」の高い協力を展開し、独自性を発揮する姿勢を明らかにすべきである。

例えば、日本が先進的な技術力を誇る環境・エネルギー分野での協力は、相手国の生活・経済基盤として、また日本の民間セクターによる進出の環境整備という意味でも極めて重要と言える⁸。

また、教育・人材育成といった「人づくり」の分野も、日本の官民がそれぞれの立場から貢献を行ってきた分野であり、今後も日本の開発協力の特長として、重点的に展開すべきである。

さらに、自然災害の多い日本自らの経験を活かし、災害の予防や救援などの人道支援の迅速化・体制強化を支援することも、脆弱性への対応という見地から重要な協力である。このため、自衛隊による開発途上国等での災害救助・復旧活動や、相手国の能力育成に対する ODA の活用についても、タブー視することなく、積極的にニーズや可能性を探るべきである。

ただし、その場合には、軍事支援を行わないというかねてからの開発協力の原則に基づき、検証とガバナンスを機能させることが必要である。

(3) 実効性ある官民連携のための環境整備

新大綱において、官民連携・パートナーシップに基づく開発協力という新しい姿を示すことは、自立的・持続的な経済成長を求める開発途上国側のニーズや、柔軟かつ積極的に官民連携を推進する他主要援助国の動向に適うものであり、極めて重要である⁹。

日本としても、官民連携の取り組みを一層拡大・進化させていくため、今回の新大綱策定を機に、その推進に向けた「官」の役割・機能についても、しっかりと定義することが不可欠と考える。多様かつ異質な主体同士が連携するためのプロセスや、相互のガバナンスのあり方、官が担うべき役割についても、明示をしていただきたい。

中でも、民間企業は、中小企業も含め、開発途上国への進出を通じて、相手国の雇用創出、人材育成、産業育成、ひいては経済成長と社会の安定に貢献するなど、幅広い分野で開発協力の中心的なプレイヤーとして活躍することが期待されている。

わが国の今後の開発協力の推進にあたっては、民間の一層の関与・活躍を引き出す環境整備を「官」の役割と位置付け、従来の発想の枠を超え、柔軟かつ思い切った民間支援に取り組んでいただきたい。

具体的には、民間企業による開発途上国への進出や投資に伴う不確実性や利益創出に至る時間ギャップなどのリスクを軽減するための公的資金の活用などさまざまな支援、つまり民間企業を呼び込む「触媒としての ODA」としてより柔軟に活用できるスキームの整備が必要である。

また、こうしたスキームやその運用は、「ユーザー」となる民間のニーズや進出先の情勢変化に応じて不断に見直し、継続的に改善を図ることも不可欠である。

加えて、多様な民間パートナーが開発協力に参画する上では、「現場」でのサポートも不可欠となる。他主要援助国においては、官と民が一体となって自国の対外的な影響力と競争力強化を図る体制が構築されている。我が国においても、国際協力機構（JICA）をはじめとする開発協力の実施機関や現地日本大使館のさらなる機能強化と民間支援の姿勢の徹底を図るべきである。われわれ企業経営者としても、高まる官民連携への機運を受けて、自らリスクに挑む覚悟を持って、日本の開発協力に参画・貢献していく。

3. 開発協力実施の推進に向けた要望

新大綱において、これまでの ODA をより広義の開発協力へと定義し直すことは、日本の外交にとって大きな転機となりうる。こうした理念の刷新に加えて、それを具体的な施策として具現化するため、特に重要と考える点を、以下の通り例示する。

(1) 新大綱を具現化する計画策定と評価・広報の一層の充実

新大綱策定の後、その主旨に添った形で、具体的な政策・施策を展開していくには、従来のODAを前提とする手法やツール自体をも大幅に見直すべきである。

例えば、新大綱を受けて、地域別・分野別政策が策定される見通しであるが、開発協力に関わる多様な主体のニーズや、さまざまな環境変化に機動的に対応する観点から、それら政策・計画自体に、定期的な見直しと修正を可能とするローリング・プランとしての性格を持たせることが必要である。

同時に、さまざまな開発パートナーが、自らの開発協力への参画を具体的に検討できるよう、被援助国の将来的なニーズを前もって示す、予見可能性の高いものとすることを求めたい。

また、開発協力が、国民の税金を原資とするODAを用いて実施されるものである以上、最終的には日本に裨益する「投資」と考え、かねてより実施されている個々のプロジェクトの開発効果に関する評価に加えて、わが国の外交や国益に対する意義をも検証・評価する姿勢が求められる¹⁰。また、これまでの実績を含む成果については、効果的かつ持続的に国内外に広報を行い、国民の理解を獲得することで、開発協力の基盤を強化するサイクルを一層充実することを求める。

(2) 開発協力の戦略的展開に向けた実施体制の一元化¹¹

新大綱の下で、戦略性ある開発協力を推進するためには、その意思決定や実施に関する体制をも思い切って刷新することが必要である。

まず、開発協力に関わる多様なスキーム、プログラムが、共通の戦略の下で有機的かつ効率的に機能するよう、関係省庁・政府機関間の一層の連携を進めるべきである。

このため、内閣府の下に「開発協力総合戦略会議（仮称）」を設立し、関係各省庁・政府機関、民間の主要な開発パートナーの参画を得て、開発協力に関する司令塔として、その基本方針・戦略や具体的計画の検討、実施効果に対する評価や、実施体制そのものや広報戦略に関するさまざまな審議・提案を担う体制を構築することを提案したい。

さらに、他の主要先進国の多くは、国際協力に関わる政策立案や予算執行を一元的に担う機関を設けている。一方、現在の日本では、13省庁が、開発協力に関する政策立案や予算執行を個別に実施しているが、限られたリソースを有効に、かつ戦略的に活用するために「開発協力総合戦略会議」が策定した基本方針に基づき、一元的に運用するための仕組みを構築することも、是非検討していただきたい¹²。

また、これらを実施するにあたり財政健全化・行政効率化の視点は忘れてはならない。

(3) 資金面の担保

「ODA」から「開発協力」への進化を目指す中であっても、さまざまな開発パートナーを結集する触媒として、依然、ODAの果たすべき役割は大きい。

そのため、厳しい財政事情の中であっても、一定規模の予算を維持することが必要であり、他主要援助国に劣後することのないよう、予算確保に向けた努力を継続することを求めたい。

日本のODAは、有償資金協力・無償資金協力・技術協力、および国際機関等への拠出で構成されている。今後は、無償資金協力や技術協力を有償資金協力と組み合わせる等、より有効に活用し、戦略性・整合性を持って横断的に展開することも検討すべきである¹³。

無償資金協力や技術協力は、有償資金協力よりも、財源調達の制約が大きいいため、金額自体を増やすよりは、目的・用途を整理することや、最適な組み合わせによってその効果を高め、よりインパクトのあるものとなるよう、改善を図るべきである。

4. 終わりに

昨今、ミャンマーにおける開発支援、あるいは第5回アフリカ開発会議（TICAD V）以降のアフリカ支援策などに見られるように、日本外交は、安全保障、市場・資源確保等の国益を従来以上に意識し、官民連携の強化や、二国間を超えた地域的・面的なアプローチを図るなど、画期的な展開を進めている¹⁴。

今回改定される開発協力大綱では、このような流れを一層明確にし、外交と経済の一体的展開により、民間を含む様々な力を動員・結集させる方向性を明確に示してほしい。そうすることが、相手国の発展のみならず、日本の国民全体にとっての利益につながるものと確信をしている。

昨年6月に開催されたTICAD Vに向け、様々な民間団体が期待と意見を示す中、経済同友会としても、将来の経済的パートナーとしてのアフリカの重要性や官民連携の必要性について意見を発表した。その際に、我々は、開発途上国をエンパワーし、その成長を促進することが、長期的には、わが国の利益にも寄与するという信念を示した。新大綱の策定を契機に、開発協力に関わる官民のさまざまなパートナーの間で、このような理解が広く共有されることを望むとともに、新大綱策定後の日本の開発協力の展開に期待を示したい。

以 上

補注・参考資料

1 開発協力における新興国の台頭

一般に、「主要援助国」という場合、OECD 開発援助委員会（DAC：Development Assistance Committee）メンバー、すなわち、OECD 加盟 34 か国中 28 개국と欧州連合（EU）の計 29 メンバーを指すが、2000 年代を通じて、非 DAC 諸国による政府開発援助が拡大している。

2012 年の実績（支出純額ベース）でみると、DAC メンバーによる ODA 総額 1,254 億 3,700 万米ドルに対し、非 DAC メンバー総額は 97 億 2,500 万ドルに達した（OECD 開発協力報告書）。

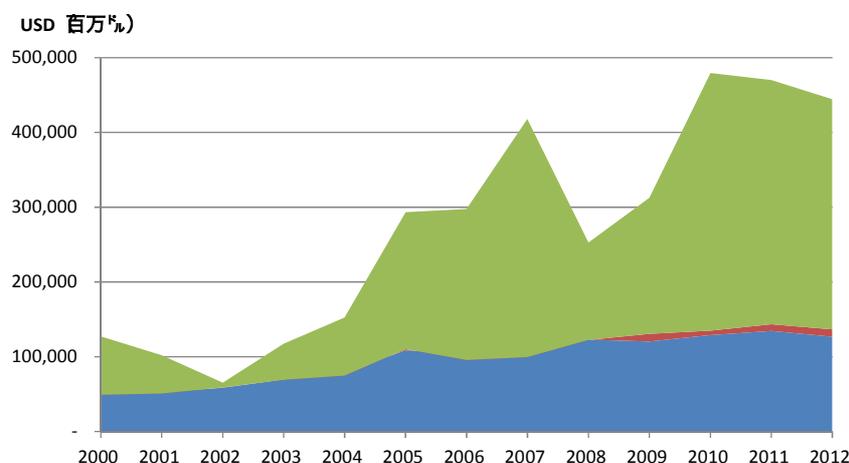
中国は OECD 非加盟につき、公式な数値は公表されていないが、JICA 研究所の推計では、中国の対外援助は 2004 年以降急激に増加し、2013 年約 74 億ドル（支出総額）／約 71 億ドル（支出純額）に達しているとのこと。これは DAC メンバーとの比較では 6 位に相当する。中国は、これに加えて、国家首脳の外遊に際し、多額の資金供与に関するコミットメントを示している。2013 年 3 月には、習近平国家主席が、アフリカへの 200 億ドルの融資枠設定を表明。2014 年 5 月には、李克強首相が 2017 年までの 3 年間で 120 億ドルの追加支援を発表している。

同じく OECD 非加盟国のインドについては、OECD の推計で約 8 億ドル（支出総額）との推計が公表されている。

2 途上国・新興国への資金流入

2011 年の時点で、全 DAC メンバー国から開発途上国への ODA 拠出総額が 1,339 億 800 万米ドルであるのに対し、民間資金は 3,251 億 9,200 万米ドルに上る。この額は全 DAC メンバー国から開発途上国に流入する資金総額の 65% を占める。

また、民間資金の流入は、2002～2003 年以降急速に拡大しており、ODA の伸びが停滞する中、開発途上国への資金流入を牽引している。



出典：DAC 統計（Source of private flows: DAC Members' reporting to the annual DAC Questionnaire on total official and private flows.）

3 ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会報告書

政府は、岸田文雄外務大臣の下、葉師寺泰蔵 慶應義塾大学名誉教授を座長とし、8名の有識者から成る「ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会」を設置、3月末より月1回、計4回の会合を開催した。その成果を踏まえて、6月26日には、岸田外務大臣に有識者懇談会報告書を提出した。

○参照先：外務省 HP

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/kaikaku/taikou_minaoshi/index.html

4 開発協力に関する経済同友会の提言

経済同友会は、1990年代以降、対外援助を含む経済外交のあり方について提言をしている。その中でも、「日本の対外援助委員会」が取りまとめ、2006年2月に発表した提言では、日本の対外援助が立脚すべき原則、あるべき姿を描いている。

○「今後の日本の国際協力について -日本型モデルの提示を-」（2006年2月7日）

<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2005/060207a.html>

また、開発途上国・新興国とのパートナーシップの重要性や官民連携の推進については、アフリカとの今後の関係に焦点を当て、2012年度アフリカ委員会が提言を、2013年度 TICAD V 支援・フォローアップ PT が報告書をそれぞれ発表している。

○「TICAD V を契機に、アフリカの成長に向けた戦略的コミットメントを
～実りある日・アフリカ関係の構築に向けて～」(2013年2月15日)

<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2012/130215a.html>

○「日本・アフリカ ビジネスパートナーシップの推進に向けて」（2014年4月2日）

<http://www.doyukai.or.jp/policyproposals/articles/2014/140402a.html>

5 援助供与国に関する基準

DAC は、援助供与国に関し、1人あたり国民所得（GNI）に基づく基準を設けており、この所得水準を越えた国は、「ODA 卒業国」と称される。日本は、自ら ODA を供与する相手国について、この基準を厳格に順守してきたが、政府資金により DAC 基準国以外へも援助を実施している援助国もある。ODA 大綱見直しに関する有識者懇談会では、こうした状況を踏まえ、各国の発展段階・それぞれが抱える脆弱性の多様性に照らし、ODA 卒業国等への開発協力の展開の必要性を示唆している。

具体的には、自然災害等に対して脆弱性を持つ島嶼国への支援、日本にとって重要な投資先である新興国等の中進国への支援の必要性等が議論されている。

6 DAC における開発協力を巡る議論

途上国に流入する民間資金の増大や、貿易・投資を通じた持続的な経済成長を目指す方向への変化など、開発援助を巡る国際環境の変化を受け、DAC において、こうした環境に合致する開発資金の枠組みを巡り、議論が進められている。

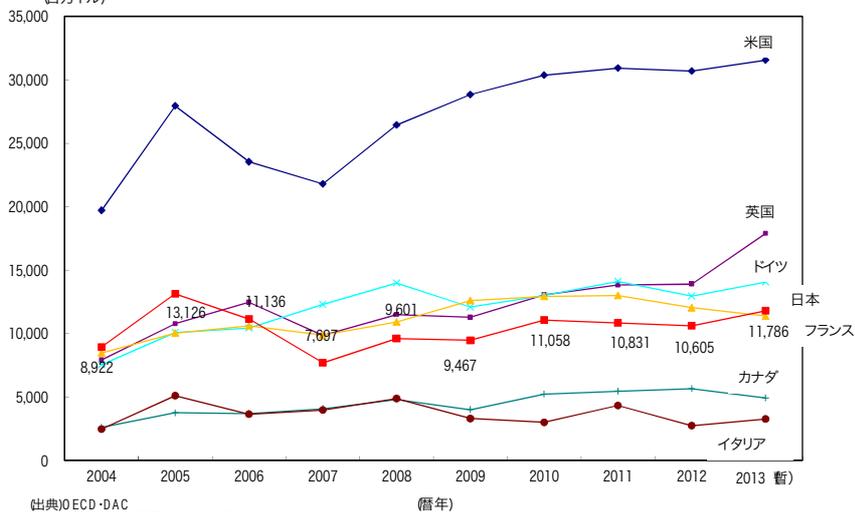
焦点となるのは、民間投資など、ODAには含まれないが、途上国の開発に寄与する資金の位置づけ、ODAのグラントエレメント割引率の見直し、ODA総額の算定方法（現行の純額から総額へ）等である。

日本政府としては、借款の割合が高い日本の開発援助に対し、正当な評価が得られるよう、「純額から総額へ」という算定方法の見直し等の論点を中心に、議論への対応を検討している。

7 日本のODA実績と規模の推移

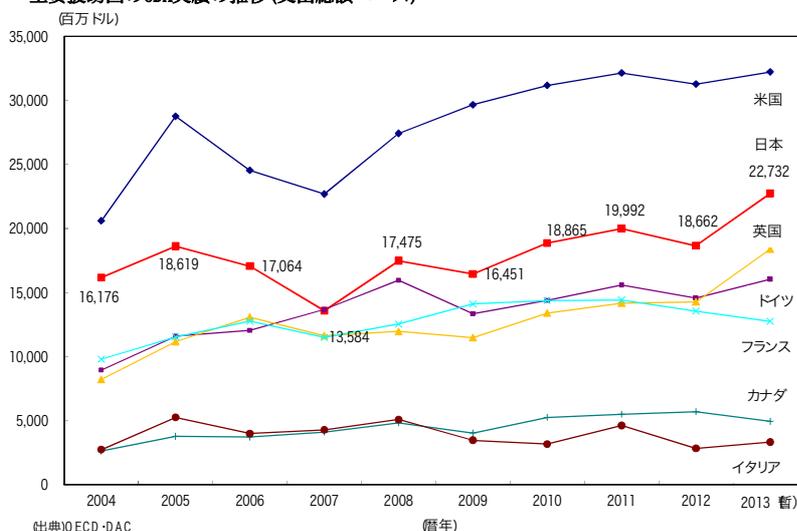
日本は、1990年代を通じて世界第一の援助国としての地位を誇ってきたが、現在（2013暦年実績）は、純額ベースで米、独、英に続く世界第4位、総額ベースでは、世界第2位。純額ベースでは、ピーク時よりも約2割下落している。

主要援助国のODA実績の推移(支出純額ベース)
(百万ドル)



出典)OECD-DAC
(注)東欧および卒業国向け実績を除く。

主要援助国のODA実績の推移(支出総額ベース)
(百万ドル)



出典)OECD-DAC
(注)東欧および卒業国向け実績を除く。

8 エネルギー・環境分野の貢献

2008年より、JICAはインドネシアに対して、3次にわたり気候変動対策プログラム・ローン円借款(計954億円)を供与。インドネシア政府が取り組む気候変動対策の中で、再生エネルギーの開発、エネルギー効率化の推進における民間企業の参入を促進する政策改革につき協議し、モニタリングを行うとともにアドバイザー・サービスを提供して、実現可能で確実な政策の実施を支援。これと併せ、2013年には、開発有望地区の地熱発電資源開発(試掘)資金等を対象とする円借款(51億円)も供与して、試掘段階でのリスクを軽減している。

9 官民連携の推進

- (1) これまで日本が実施してきた官民連携事例として、インフラ・エネルギー開発、制度整備、事業化可能性調査などソフト面での支援が挙げられる(以下、期間は借款契約ベース)。

【エネルギー開発：ベトナム／フーミー発電所】

円借款で1号機(1994～99年：615億円)、送電線(2001年：131億円)を建設、2号機、3号機は日本企業グループが民活方式(IPP)で建設・運営。

【インフラ開発：ミャンマー／ティラワ工業団地】

日本企業グループが現地側パートナーとともに合弁会社を設立し、工業団地の整備・運営を行う。JICAも同合弁会社に海外投融資スキームを活用し出資予定。

円借款(2013～14年：246億円)でその周辺インフラ(電力、送電線、港湾、道路等)を整備。日本企業が官民連携によるインフラ整備に取り組むモデルケースといえる。

【インフラ開発：インド／デリー～ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)】

デリー～ムンバイ間に、円借款(現在まで2009～13年：2,306億円)で貨物専用鉄道を整備。周辺に、工業団地、物流基地、発電所、道路、港湾、住居、商業施設などのインフラを民間投資主体で整備する計画。日印両国で90億ドルのDMIC資金ファシリティを創設(日本側はJICA/JBICで45億ドル拠出見込み)。DMIC開発公社にJBICが出資。

【制度整備：ベトナム／競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ】

ベトナムの投資環境を飛躍的に改善させるための枠組み。同国計画投資省外国投資庁にJICAが専門家を派遣し、イニシアティブの実施促進を支援。また、貧困削減支援借款(2004～08年：105億円)を供与。ハノイ／ホーチミン日本商工会も現地でビジネスを展開する民間企業の立場から、課題や改善策を提案し、行動計画策定・モニタリングに関与。

【事業化可能性調査(F/S：フィージビリティ・スタディ)支援】

BOPビジネス、官民連携促進のため、民間提案型F/S支援調査が導入され、南アジアにおける凝集剤を利用した簡便な浄化装置を活用した、農村向けの飲料水供給事業、アフリカにおける離

乳期の栄養強化食品の配布事業、低所得者層の参画による環境配慮型自動車リサイクルバリューチェーン構築事業などが実施されている。

(2) 他主要国における官民連携事例として、以下を挙げる。

【アメリカ：グローバル開発アライアンス】

米国国際開発庁 (USAID: United States Agency for International Development) は、「グローバル開発アライアンス」という枠組みの下、多くの官民協力プログラムを展開している。企業側と共同で、衛生的な水の供給拡大、英語教育普及等のプロジェクトを実施したり、共同ドナーとして NPO・NGO への資金援助を行ったりする他、共通の課題に関心を有する企業と財団、NPO・NGO とのマッチング支援等も行う。プロジェクトの企画・立案段階から、USAID としての優先課題と、民間企業の関心・ニーズとの摺り合わせを意図している点、提携対象となる企業を米国企業に限定していない点が特徴的である。

【アメリカ：パワー・アフリカ・プロジェクト】

米国の開発援助において、アフリカはトップ・プライオリティの地域であり、オバマ政権は、アフリカにおける電力普及プログラム、“Power Africa”を2013年より推進している。

当プログラムは、10億の住民のうち、約6億人が電力へのアクセスを持たないアフリカの電力不足の緩和を目指すもの。米国からの70億ドル(約7,000億円)の支援と民間からの90億ドル以上の投資により、ケニア、タンザニア、エチオピア、ガーナ、ナイジェリア、リベリアなどのサブサハラ地域一体に発電所を建設することを中心に活動をしている。USAIDを始めとする米国の政府関係機関、アフリカ各国政府、米国民間企業がパートナーとして参画をしている。

【イギリス：バングラデシュ・インド 「ヒ素対策」プロジェクト】

国際開発庁 (DFID: Department for International Development) から25万ユーロ、Wagtech (英・水質検査会社) から125億ユーロが投入され2002年から3年間実施された。輸入品に頼っていたヒ素の検査キットを同社技術で現地生産することでコストを下げ、現地企業と連携することにより改良を重ね、村の薬局で販売できるところまで価格を下げることに成功した。

【ドイツ：象牙海岸ココアプロジェクト】

ドイツ技術協力公社 (GTZ: German Technical Cooperation Agency) から20万ユーロ、Kraft Foods (独 食品会社) から60万ユーロが投入された。持続的なカカオ生産技術の普及、クオリティコントロールの導入、児童労働軽減と健康改善、現地企業との経験共有も「カカオ生産」というコアビジネスの周辺で展開。

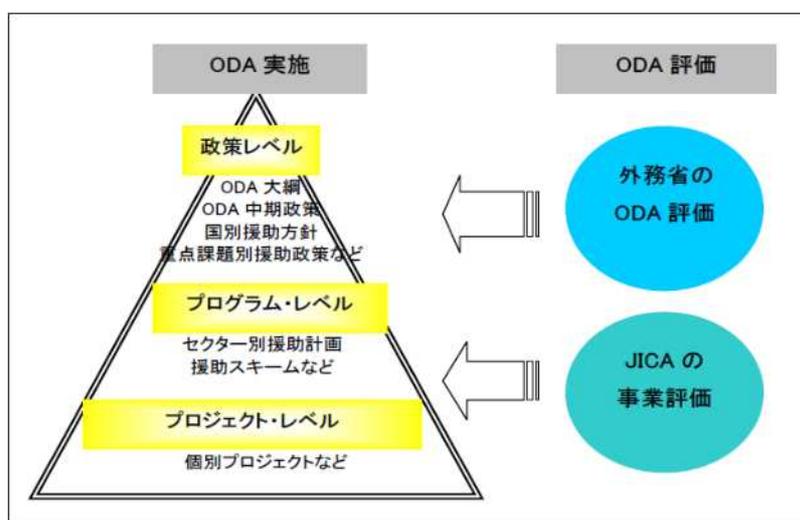
10 開発協力の実施に係る評価

世界的には、OECD/DACで専門家グループが討議を重ね、加盟国共通のDAC評価5項目(妥当性・有効性・効率性・インパクト・持続性)を定めている。日本もこれに基づいて、評価の透明性を高めるため、有識者による評価委員会の助言の下で、評価ガイドラインを定めている。

案件の効果を客観的に測るための事前評価の効果指標の設定、外部の第三者による評価にも取り組んでおり、外務省は国際協力局の中に独立した評価室を、JICAも専担の評価部をそれぞれ設け、事後評価を実施して毎年、評価報告書を公表している。

プロジェクト単位での評価は、外務省・JICA双方とも外部人材により、厳密に実施し、また外務省は、原則外部専門家により、政策レベル、及び複数の案件をまとめたプログラム・レベルまでの評価を実施している。他方、それら個々の評価を総括して、「国益」の観点から分かりやすく伝える点は不十分といえる。

評価の実施体制と評価対象



出典：外務省大臣官房 ODA 評価室による ODA 評価ガイドライン

○外務省による ODA 評価制度

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/hyoka.html>

○JICA における評価制度

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>

1.1 開発協力実施体制の一元化

経済同友会が 2006 年 2 月に発表した提言「今後の日本の国際協力について－日本型モデルの提示を－」では、国際協力の実施体制として、①基本理念・戦略の策定を行う国際協力総合戦略会議（仮称）、②政策立案・管理運営を行う国際協力庁（仮称）、③実施機関である国際協力推進機構（仮称）、の三層構造のビジョンを提示している。

本意見書は、この内容を基本的に踏襲しつつ、「開発協力総合戦略会議（仮称）」の設置・活用に重点を置く形で提言を行っている。

1.2 開発援助実施体制

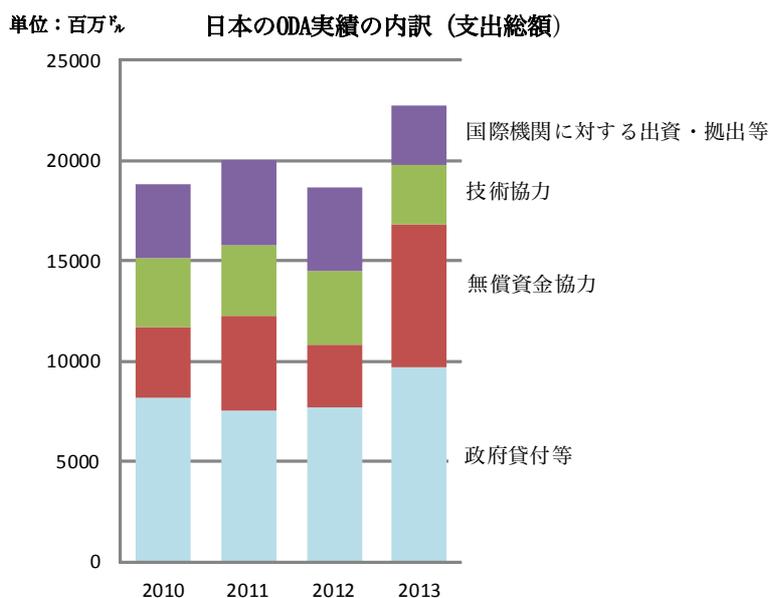
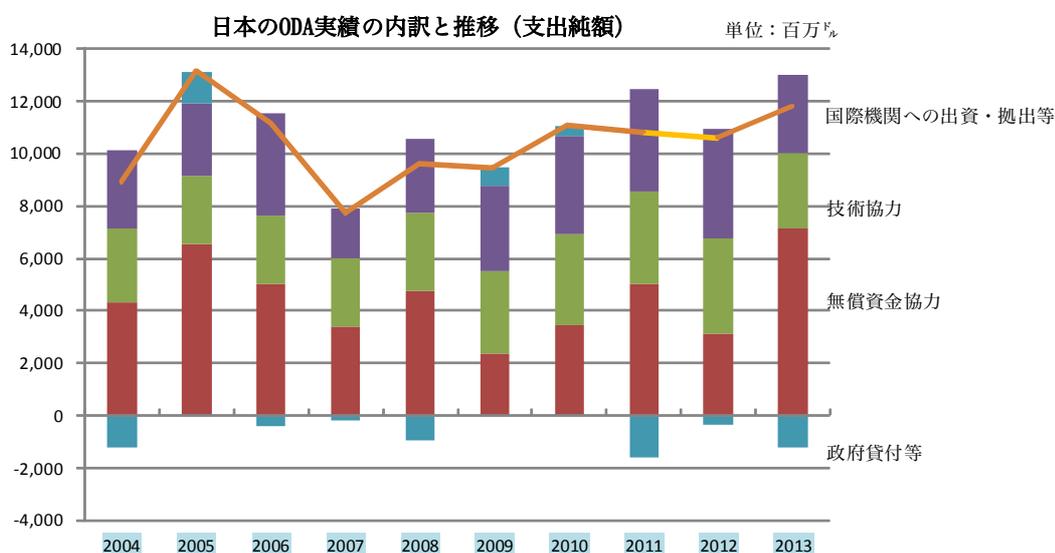
日本では、外務省・財務省・経済産業省・文部科学省・農林水産省・厚生労働省・環境省・総務省・国土交通省・法務省・内閣府・金融庁・警察庁の 13 省庁が開発協力に参与している。

事業予算規模でみると、第1位が財務省の1兆2,610億円、第2位が外務省の4,230億円、第3位が経済産業省の418億円である（平成26年度予算）。財務省は円借款を所管していることから、予算規模が最大となっている

主要先進国において、一元的に開発協力を担っている組織として、US AID やフランス開発庁（AFD：L'Agence Française de Développement）が挙げられる。

13 日本のODAの内訳

日本のODA実績を総額でみると、有償資金協力が大きなシェアを占めている。日本の贈与比率は、54.7%（2010/2011年の2カ年平均値、約束額ベース）と、世界的にみても低い水準である。



出典：財務省資料

14 日本外交の新たな動き

日本政府は、2008年のTICAD IVより官民連携には力を入れてきているが、安倍晋三政権の下でさらに動きは加速している。例えば、2013年5月に安倍総理大臣がミャンマーを訪問した際には、官民の総力を挙げて支援していく旨を表明し、ティラワ経済特区開発事業等を推進している。

さらに2013年6月に開催されたTICAD Vでは、「援助から貿易・投資へ」というアフリカ協力の方向性が明確に打ち出されるとともに、安倍総理大臣が、ODA約1.4兆円を含む官民による最大約3.2兆円のコミットメントや、「ABE イニシアティブ」を含む産業人材育成などの支援策を発表した。これを受けて実施された、2014年1月の安倍総理大臣のアフリカ訪問をはじめ、インド、中南米などその他地域への訪問においても、日本企業関係者が同行するなど、官民が連携して新興国・途上国との関係強化を促進する姿勢が示されている。

以上

2014年度 アフリカ委員会 委員名簿

(敬称略)

委員長		
関山	護	(丸紅 副会長)
副委員長		
石川	洋	(鹿島建設 取締役兼専務執行役員)
北原	義一	(三井不動産 取締役専務執行役員)
葛岡	利明	(日立製作所 執行役専務)
渋澤	健	(シブサワ・アンド・カンパニー 代表取締役)
野木森	雅郁	(アステラス製薬 取締役会長)
降旗	洋平	(日本信号 取締役社長)
横井	靖彦	(豊田通商 取締役副社長)
委員		
有馬	利男	(グローバル・コンパクト・ジャパン・ネットワーク 代表理事)
井田	純一郎	(サンヨー食品 取締役社長)
井上	明義	(三友システムアプレイザル 取締役相談役)
井口	武雄	(三井住友海上火災保険 シニアアドバイザー)
引頭	麻実	(大和総研 常務執行役員)
上原	忠春	(東京海上ホールディングス 常務執行役員)
宇佐美	耕次	(CSCジャパン 代表執行役社長)
薄井	充裕	(日本政策投資銀行 設備投資研究所長)
大久保	和孝	(新日本有限責任監査法人 シニアパートナー)
小川	陽一郎	(有限責任監査法人トーマツ 副CEO)
小野	傑	(西村あさひ法律事務所 代表パートナー)
海堀	周造	(横河電機 取締役会長)
柿本	寿明	(日本総合研究所 シニアフェロー)
片岡	丈治	(片岡物産 取締役会長)
門脇	英晴	(日本総合研究所 特別顧問・シニアフェロー)
蒲野	宏之	(蒲野綜合法律事務所 代表弁護士)

川 名 浩 一	(日揮 取締役社長)
木 村 宏	(日本たばこ産業 特別顧問)
小 林 いずみ	(ANAホールディングス 取締役)
駒 村 義 範	(小松製作所 特別顧問)
首 藤 透	(AIGジャパン・ホールディングス 専務執行役員兼チーフインテグレーションオフィサー)
陳 野 浩 司	(ナティクス日本証券 マネージング・ディレクター)
ケネス・G・スミス	(EYトランザクション・アドバイザリー・サービス 取締役社長)
錢 高 一 善	(錢高組 取締役社長)
錢 高 丈 善	(錢高組 常務役員)
高 橋 衛	(HAUTPONT研究所 代表)
田 口 久 雄	(日本航空 監査役)
田 中 將 介	(三菱総合研究所 相談役)
谷 川 史 郎	(野村総合研究所 理事長)
田 村 良 明	(旭硝子 専務執行役員)
千 種 忠 昭	(東京ベイネットワーク 取締役)
手 納 美 枝	(アカシアジャパン・デルタポイント 代表取締役)
富 田 純 明	(日進レンタカー 取締役会長)
中 谷 康 夫	(日立物流 執行役社長兼取締役)
長谷部 智 也	(ペイン・アント・カンパニー・ジャパン・インコーポレイテッド パートナー)
波多野 敬 雄	(学習院 院長)
林 明 夫	(開倫塾 取締役社長)
林 達 夫	(アークデザイン 取締役社長)
樋 口 眞 哉	(新日鐵住金 取締役副社長)
日比谷 武	(富士ゼロックス 常勤監査役)
廣 瀬 修	(サーベラス ジャパン アドバイザリー ボード ヴァイス チェアマン)
廣 瀬 駒 雄	(オーエム通商アクト 取締役社長)
深 澤 祐 二	(東日本旅客鉄道 取締役副社長)
星 野 朝 子	(日産自動車 常務執行役員)
松 島 訓 弘	(電通 取締役常務執行役員)

山口 範 雄	(味の素 取締役会長)
山下 良 則	(リコー 取締役専務執行役員)
湯川 英 明	(地球環境産業技術研究機構 理事)
吉永 達 世	(つばさエンタテインメント 代表取締役)
鰐 淵 美恵子	(銀座テーラーグループ 取締役社長)

以上58名

事務局

樋 口 麻紀子	(経済同友会 政策調査第3部 次長)
藤 本 了 英	(経済同友会 政策調査第3部 マネージャー)